

資格の大原

第74回税理士試験

解答速報

酒税法

本解答は令和6年8月9日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2024年8/8(木)～8/21(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕 —30 点—

問 1 (1) (2 点)

アルコール分とは、温度 15 度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

エキス分とは、温度 15 度の時において原容量 100 立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

問 1 (2) (4 点)

酒類の製造業を適法に継続してきたことにより構築された取引先との信用関係や地位等、酒類製造者の価値が消滅することはその酒類製造者のみならず、その取引先にも多大な影響を与え、さらには広く国民経済的な見地からも決して適切ではないことから、相続の場合には継続して酒類の製造をしようとする相続人が一定の手続を行うことにより、製造免許を与えてその価値を保護することとしたものである。

問 1 (3) (3 点)

製造場からの移出により酒税を課された酒類が品質低下や移出間違い等によりその製造場に戻し入れられた場合には、戻入れによって移出がなかった状態に戻るため、当初課税された税額を控除することによって税の転嫁関係を消滅させることとしている。

問 1 (4) (3 点)

酒類に対する課税の適正と確実を期するため、酒類の製造から流通に渡って、その過程を正確に把握する必要がある。このため、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者に対して記帳の義務を課している。

問 1 (5) (3 点)

※以下より 3 つ解答

- (1) 酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において、当該酒類の製造の用に供するため、酒母又はもろみを使用する場合
- (2) もろみの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母を使用する場合
- (3) アルコール事業法の規定によりアルコールの製造の許可又は承認を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、酒母又はもろみを使用する場合
- (4) 酢の製造業者が酒母又はもろみを酢の製造に使用する場合
- (5) 酒類製造者又は酒母等の製造者に酒母を譲り渡す場合

問 2 (15 点)

(1) 酒税法の取扱い

甲が乙税務署長から指定された期限までに担保を提供しなかったことによって納税義務が成立することはないが、甲が既にその製造場から移出した酒類については、都度申告により申告及び納付をする必要がある。

[1] 申告書の提出

酒類製造者は、担保の提供を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供をしないときは、既にその製造場から移出した酒類（既に月例申告により申告をした酒類を除く。）について次に掲げる事項を記載した申告書を、当該該当することとなった日から 10 日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- (1) 課税標準たる数量 (2) 免除に係る課税標準たる数量
- (3) 課税標準数量 (4) 酒税額及びその合計額 (5) 控除税額
- (6) 差引納付税額 (7) 控除不足額 (8) その他所定事項

[2] 納 付

[1] の申告書を提出した酒類製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならない。

(2) 趣 旨

納税申告書は、原則として毎月提出することとされているが、酒類製造者が、担保の提供を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供をしないときは、酒税の保全のため、早期に酒税額を確定・納付させる都度申告の制度を設けている。

〔第二問〕 —70点—

品目及びその判定理由

商品A

品 目	ビール (1点)
-----	----------

(判定理由)

- ① 麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類で、麦芽比率 (95.2%) が 50%以上であり、アルコール分 (5.0 度) が 20 度未満のものは、ビールに該当する。

麦芽比率

$$\frac{600\text{kg}}{600\text{kg}+20\text{kg}+10\text{kg}} = 95.2\%$$

- ② ビールにホップ、果実 (レモン) 及び香味料 (カモミール) を加えて発酵させた酒類で、麦芽比率 (93.7%) が 50%以上であり、果実及び香味料の重量 (5 kg+5 kg=10 kg) が麦芽の重量の $\frac{5}{100}$ (600 kg ×

$\frac{5}{100}$ = 30 kg) を超えておらず、アルコール分 (5.5 度) が 20 度未満のものは、ビールに分類される。

麦芽比率

$$\frac{600\text{kg}}{600\text{kg}+20\text{kg}+10\text{kg}+5\text{kg}+5\text{kg}} = 93.7\%$$

(3 点)

商品B

品 目	清 酒 (1点)
-----	----------

(判定理由)

- ① 米及び米こうじを主原料として発酵させてこした酒類で、副原料の重量 ($20\text{l} \times \frac{65.0\text{度}}{95.0\text{度}} \times 0.8157 + 5 \text{ kg} =$

16.1 kg) が米の重量の $\frac{50}{100}$ ((160 kg + 65 kg) × $\frac{50}{100}$ = 112.5 kg) を超えておらず、アルコール分 (16.0 度) が 22 度未満のものは、清酒に該当する。

- ② 清酒に炭酸水と同時にぶどう糖及びくえん酸を加え発泡性をもたせた酒類で、副原料の重量 (16.1 kg + 10 kg + 5 kg = 31.1 kg) が米の重量の $\frac{50}{100}$ (112.5 kg) を超えておらず、アルコール分が 10 度の時ににおいて

エキス分 (4.0 度) が 8 度に達しないものは、清酒に分類される。

(3 点)

商品C

品 目	スピリッツ (1点)
-----	------------

(判定理由)

- ① 発芽させた穀類（麦芽）及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留した酒類であるが、留出時のアルコール分（95.0度）が95度未満でないものはウイスキーとはならない。エキス分（0.0度）が2度未満であるため、スピリッツに該当する。
- ② スピリッツにオークチップを浸してその成分を浸出させ、水を加えた酒類は、エキス分（0.0度）が2度未満であるため、スピリッツに分類される。 (3点)

商品D

品 目	甘味果実酒 (1点)
-----	------------

(判定理由)

- ① 果実（りんご果汁）及び水を原料として発酵させた酒類で、アルコール分（6.0度）が20度未満のものは、果実酒に該当する。
- ② 果実酒にブランデーを加えた酒類で、混和アルコール割合（8.4%）が10%を超えておらず、アルコール分（6.5度）が15度未満のものは、果実酒に該当する。

混和アルコール割合

$$\frac{100 \times 0.5}{9000 \times 0.06 + 100 \times 0.5} = 8.4\%$$

- ③ 果実酒に植物（ホップ）を浸してその成分を浸出させた酒類は、果実酒とはならない。甘味果実酒に分類される。 (3点)

商品E

品 目	雑酒 (1点)
-----	---------

(判定理由)

- ① アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留して水を加えた酒類で、アルコール分（46.0度）が45度超のものは、原料用アルコールに該当する。
- ② 米及び米こうじを主原料として発酵させた酒類であるが、こしていないものは清酒とはならない。発酵による酒類であるが、アルコールの重量 $(5000 \times \frac{46.0\text{度}}{95.0\text{度}} \times 0.8157 = 197.4 \text{ kg})$ が水以外の原料の重量の $\frac{30}{100}$ $((197.4 \text{ kg} + 300 \text{ kg} + 100 \text{ kg}) \times \frac{30}{100} = 179.2 \text{ kg})$ 未満でないものはその他の醸造酒ともならない。エキス分（3.0度）が2度未満でないため、雑酒に分類される。 (3点)

商品F

品 目	発泡酒 (1点)
-----	----------

(判定理由)

- ① 麦芽及びホップを主原料として発酵させた酒類であるが、麦芽比率（46.5%）が50%以上でないものはビールとはならない。麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で、発泡性を有しており、アルコール分（5.0度）が20度未満のものは、発泡酒に該当する。

麦芽比率

$$\frac{200\text{kg}}{200\text{kg}+130\text{kg}+100\text{kg}} = 46.5\%$$

- ② アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留して水を加えた酒類で、アルコール分（40.0度）が36度以上45度以下、エキス分（0.0度）が2度未満のものは、スピリッツに該当する。
- ③ 発泡酒にスピリッツを加えた酒類は、麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で、麦（大麦）を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを使用しているものであるが、ホップを原料の一部とした酒類で、発泡性を有しており、アルコール分（6.0度）が20度未満のものは、発泡酒に分類される。 (3点)

商品G

品 目	スピリッツ (1点)
-----	------------

(判定理由)

- ① 穀類（麦）、穀類のこうじ（麦こうじ）、くり及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した酒類で、アルコール分（50.0度）が45度超のものは、原料用アルコールに該当する。
- ※ くりの重量（400 kg）が穀類（麦）及び穀類のこうじ（麦こうじ）の重量の合計（400 kg+250 kg=650 kg）を超えない。
- ② ①の原料用アルコールに水及び分蜜をした砂糖を加えた酒類は、単式蒸留焼酎とはならない。エキス分（1.0度）が2度未満であるため、スピリッツに分類される。 (3点)

商品H

品 目	スピリッツ (1点)
-----	------------

(判定理由)

アルコール含有物を蒸留し、水を加えた酒類であるが、蒸留する際発生するアルコールに他の物品（ジュニパーベリー）の成分を浸出させたものは焼酎とはならない。エキス分（0.1度）が2度未満であるため、スピリッツに分類される。 (2点)

① 適用税率

各2点

品目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円/kℓ)
ビール	A		181,000
清酒	B		100,000
スピリッツ	C		370,000
甘味果実酒	D	(その他の発泡性酒類)	80,000
雑酒	E		200,000
発泡酒	F	(旧法 23②三口に該当) ※ 原料に使用した発泡酒の麦芽比率 $\frac{200\text{kg}}{200\text{kg}+130\text{kg}+100\text{kg}+20\text{kg}}=44.4\% \text{ ①}$ 44.4% < 50%	134,250
スピリッツ	G		370,000
スピリッツ	H	200,000+10,000×23度= 430,000	430,000
スピリッツ	I	(その他の発泡性酒類) ※ スピリッツ (商品C) に炭酸水を加えた酒類 (商品I) は、スピリッツに分類される	80,000

② 課税標準数量

品目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
ビール	A	$350 \text{ ml} \times (24 \text{ 本} \times 200 \text{ ケース} + 12 \text{ 本} + 4 \text{ 本}) = 1,685,600 \text{ ml}$ ※ 公的品質評価機関に送付した12本は課税移出 ※ 製造場内で試飲した4本は移出とみなして課税	1,685,600 ①
清酒	B	(1) 課税標準たる数量 $1,800 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 2,800 \text{ ケース} = 30,240,000 \text{ ml}$ (2) 免除に係る課税標準たる数量 $1,800 \text{ ml} \times 300 \text{ 本} = 540,000 \text{ ml}$ (3) (1) - (2) = 29,700,000 ml	29,700,000
スピリッツ	C・G	$720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 3,000 \text{ ケース} + 720 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 2,000 \text{ ケース} + 50 \text{ 本}) = 21,636,000 \text{ ml}$ ※ 在日米国大使館に送付した50本は課税移出	21,636,000
甘味果実酒	D	$720 \text{ ml} \times 6 \text{ 本} \times 150 \text{ ケース} = 648,000 \text{ ml}$	648,000
雑酒	E	$720 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 1,400 \text{ ケース} - 5 \text{ 本}) = 6,044,400 \text{ ml}$ ※ 食品衛生法の規定により収去された5本は非課税	6,044,400
発泡酒	F	$350 \text{ ml} \times (24 \text{ 本} \times 1,120 \text{ ケース} + 300 \text{ 本}) = 9,513,000 \text{ ml}$ ※ 酒類販売業者の販売場に無償で提供した300本は課税移出	9,513,000
スピリッツ	H	$1,000 \text{ ml} \times (6 \text{ 本} \times 2,500 \text{ ケース} + 30 \text{ 本}) = 15,030,000 \text{ ml}$ ※ 得意先の販売場に移出した30本は課税移出	15,030,000
スピリッツ	I	※ 製造場内で試飲した2本は移出とみなして課税	① 2,000

③ 課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する 本則税額の合計額	20,281,313 円
------------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する本則税額 (円)
ビール	A	$1.6856 \text{ k}\ell \times 181,000 = 305,093$	305,093
清酒	B	$29.7 \text{ k}\ell \times 100,000 = 2,970,000$	2,970,000
スピリッツ	C・G	$21.636 \text{ k}\ell \times 370,000 = 8,005,320$	8,005,320
甘味果実酒	D	$0.648 \text{ k}\ell \times 80,000 = 51,840$	51,840
雑酒	E	$6.0444 \text{ k}\ell \times 200,000 = 1,208,880$	1,208,880
発泡酒	F	$9.513 \text{ k}\ell \times 134,250 = 1,277,120$	1,277,120
スピリッツ	H	$15.03 \text{ k}\ell \times 430,000 = 6,462,900$	6,462,900
スピリッツ	I	$0.002 \text{ k}\ell \times 80,000 = 160$	160

④ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	18,760,214円
-----------------------	-------------

品目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
		<p>〈特例判定〉</p> <p>(1) 前年度課税移出数量 $200\text{k}\ell + 500\text{k}\ell + 140\text{k}\ell + 10\text{k}\ell + 80\text{k}\ell + 70\text{k}\ell + 110\text{k}\ell + 130\text{k}\ell = 1,240\text{k}\ell \leq 3,000\text{k}\ell$</p> <p>(2) 当年度酒税累計額 ① $52,000,000 < 100,000,000$ ② 20,281,313 ③ $① + ② = 72,281,313 \leq 100,000,000$ ① \therefore 当月分はすべて特例適用</p> <p>(3) 割合 $50,000,000 < (2)① \leq 80,000,000$ $50,000,000 < (2)③ \leq 80,000,000$ $400\text{k}\ell < \text{清酒 前年}500\text{k}\ell \leq 1,000\text{k}\ell$ $\therefore \frac{92.5}{100}$ (累計額5,000万円超8,000万円以下)</p>	
ビール	A	$305,093 \times \frac{92.5}{100} = 282,211$	282,211
清酒	B	$2,970,000 \times \frac{92.5}{100} = 2,747,250$	2,747,250
スピリッツ	C・G	$8,005,320 \times \frac{92.5}{100} = 7,404,921$	7,404,921
甘味果実酒	D	$51,840 \times \frac{92.5}{100} = 47,952$	47,952
雑酒	E	$1,208,880 \times \frac{92.5}{100} = 1,118,214$	1,118,214
発泡酒	F	$1,277,120 \times \frac{92.5}{100} = 1,181,336$	1,181,336
スピリッツ	H	$6,462,900 \times \frac{92.5}{100} = 5,978,182$	5,978,182
スピリッツ	I	$160 \times \frac{92.5}{100} = 148$	148

⑤ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けようとする 酒税額の合計額	7,222 円
-----------------------	---------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
ビール	A	(1) 税 率 181,000 (2) 戻入数量 350 ml×4 本 = 1,400 ml (3) 控除税額 ① 0.0014 kl×(1) = 253 ② ①× $\frac{92.5}{100}$ = 234	234
スピリッツ	H	(1) 税 率 430,000 (2) 戻入数量 1,000 ml×5 本 = 5,000 ml (3) 控除税額 ① 0.005 kl×(1) = 2,150 ② ①× $\frac{92.5}{100}$ = 1,988	1,988
ブランデー	D	(1) 移入酒類の税率 200,000 + 10,000×30 度 = 500,000 (2) 使用数量 10,000 ml (3) 控除税額 0.01 kl×(1) = 5,000 ※ 特定大法人に該当する酒類製造者には税率の特例は適用されないため、課税済み酒類は税率の特例の適用を受けていない	5,000

⑥ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 (円)
④－⑤ = 18,752,992 → 18,752,900 (百円未満切捨)	18,752,900

□合格ラインの読み□

理論問題は、一部難易度の高い項目も出題されていましたが、ひとつおりの解答が望まれる出題でした。

計算問題は、一部難易度の高い項目（品目判定理由の判断や本則税額を解答する形式など）も出題されていましたが、多くは基本項目及び過去の類似論点の出題であり、また解答ボリュームも多くなかったため、最終値は合わせられなくとも全体として正確な解答が望まれる問題でした。

[第一問]

問1 (1)、(2)及び(4)は、解答しにくい設問でしたが、模範解答どおりでなくとも、白紙にすることなく、キーワードを中心に作文した解答が残せていれば十分合格答案になり得るものと思われます。(3)及び(5)は基本重要論点であり、正確な解答が望まれます。

問2 事例形式の出題でしたが、基本重要論点であり、正確な解答が望まれます。

[第二問]

税額計算は、「課税標準に対する本則税額」（＝特例による軽減前の酒税額）と「課税標準に対する酒税額」（＝特例による軽減後の酒税額）を2段階で示すことが求められた出題でした。

〈品目判定〉

・商品D（甘味果実酒）

ホップは植物であり、その成分を浸出したものは甘味果実酒に該当するため、発泡酒（ホップを原料の一部としたもの）には該当しません。

・商品G（スピリッツ）

いったん原料用アルコールを判定していますが、直接単式蒸留焼酎の否定をしても大きな減点にはならないでしょう。

・商品H（スピリッツ）

フルーツマトは果実ではなく野菜に該当します。なお、ジュニパーベリーは杜松（ねず）の実のことです。

〈税額計算〉

・商品A（返品とその後の試飲）

返品分は戻入控除の適用となり、その後場内飲用により、移出とみなされてあらためて課税されます。

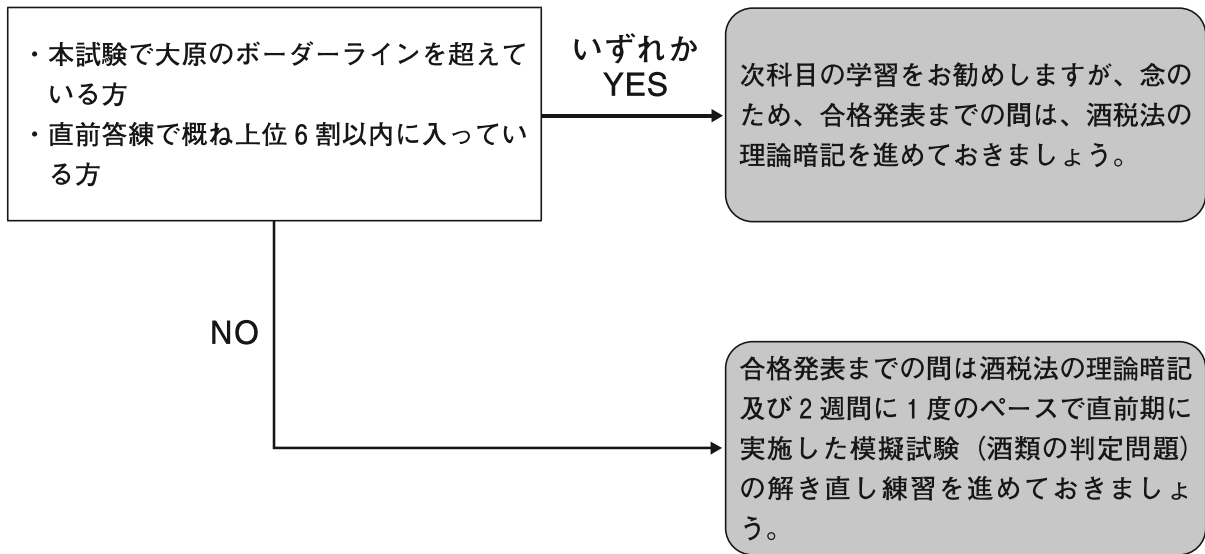
合格ラインを予想すると、合格ボーダーラインは、第一問は22点、第二問は60点、第一問と第二問の合計では82点になると予想されます。また、合格確実ラインは第一問と第二問の合計で91点になると予想されます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

1月開講【初学者短期合格コース】

講義回数：27回（週1回）

講義時間：2時間30分、第19講より3時間

酒税法につきましては、9月からのコース設定がございません。

学習ボリュームが最も少ない科目ですので、1月からの学習で十分に合格レベルの実力を付けることが可能です。次科目の学習がある方は、9月からは次科目の学習をスタートさせてください。

1月開講の初学者短期合格コースは、1月から5月までの18講でインプット講義を行いますが、インプット期においても演習対策がしっかりカリキュラムに組み込まれています。

19講からは直前期の模擬試験を実施し、合格レベルの実力を付けていくカリキュラムとなっていますので受験対策は万全です。

なお、早期に酒税法の学習対策をしていきたいとお考えの方につきましては、年内の自己学習プランをご案内いたしますので、酒税法担当講師にご相談ください。